平成２２年（フ）第３８号
神奈川県相模原市上鶴間７丁目17番28号　アルス東林間205
債務者　安田　ユリ（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１２号
岡山県津山市志戸部674―７　日下コーポ103号室、住民票上の住所岡山県真庭市蒜山下長田2055番地
債務者　進　　博昭
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１９５５号
東京都世田谷区北烏山８丁目27―15―202
債務者　岡　　慎二
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２号
栃木県那須塩原市大原間58番地10、前住所兵庫県明石市大久保町西脇377番地の２
債務者　谷本　祐子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第７２０６号
神奈川県横浜市中区山下町193番地１
破産者　株式会社菊地オリエンタルエンタプライゼス
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７２０８号
神奈川県横浜市中区山元町５丁目197―１―706
破産者　菊地　　一
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第７７０号
東京都渋谷区神宮前１丁目11番11号グリーンファンタジアビル505
破産者　株式会社新風舎パブリッシャーズ
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第４４７１号
東京都港区南青山２丁目22番17号
破産者　株式会社新風舎
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第４４７２号
東京都渋谷区神宮前１丁目11番11号
破産者　新風ホールディングス有限会社
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４８４号
東京都台東区松が谷１丁目５―11―801
破産者　松尾　良治
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８４号
千葉県松戸市樋野口885番地グランピニエール706号、開始決定時の住所千葉県松戸市樋野口885番地グランピニエール208号
破産者　河原　利之
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１０７７９号
神奈川県茅ヶ崎市今宿911―３―219
破産者　小林　　博
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２３８号
東京都江戸川区谷河内１丁目６―12―103
破産者　阿部　　孝
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８２６号
千葉県東金市東金1216
破産者　佐川　　功
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６４２５号
北海道室蘭市高砂町２丁目12―５、開始決定時の住所北海道室蘭市日の出町２丁目21―３
破産者　山本　敏彦
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９６６号
茨城県牛久市栄町６丁目１―２―502
破産者　齊藤　正博
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９６７号
茨城県牛久市栄町６丁目１―２―502
破産者　齊藤百合子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２２２号
東京都目黒区碑文谷１丁目10―19　ランドステージ碑文谷ＥＡＳＴ102
破産者　遠田　佳晴
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６４４号
東京都大田区仲池上１丁目24―７―303
破産者　河野　浩司
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６４５号
東京都大田区仲池上１丁目24―７―303
破産者　河野　典子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部